

秋田市空き家対策総合実施計画の改定について

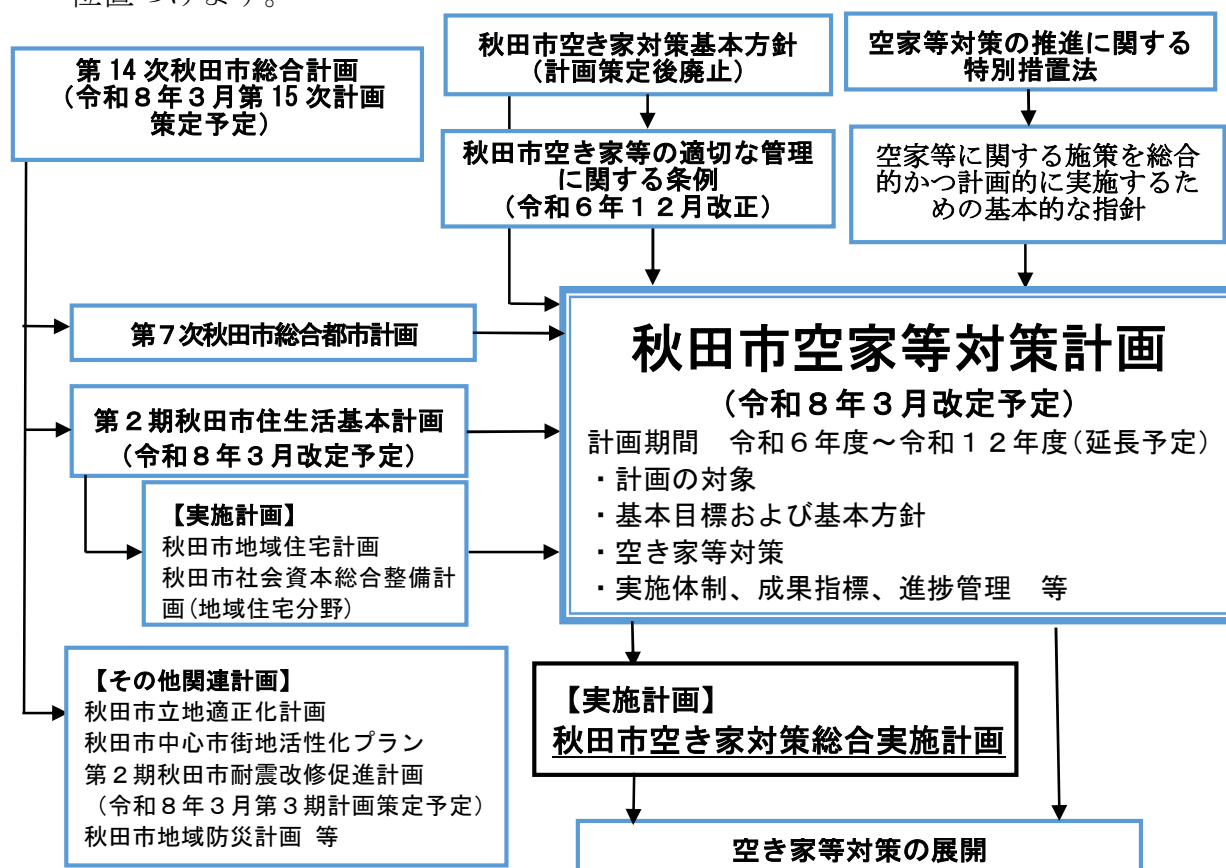
1 秋田市空き家対策総合実施計画の改定について

代執行、改修費補助、解体費補助などの空き家対策事業については、国の補助金である空き家対策総合支援事業を活用しておりますが、この活用のためには、空家等対策計画に沿って実施される空き家等対策であって、空き家対策総合実施計画に従って行われる事業である必要があります。

このため、令和 7 年 3 月に、秋田市空き家対策総合実施計画を策定して、各種事業を実施しておりますが、この度の秋田市空家等対策計画の改定に伴い、本計画も改定するものです。

2 計画の位置づけ

秋田市空家等対策計画に沿って実施される空き家等対策の実施計画として位置づけます。



3 計画（案）について（資料8参照）

秋田市空家等対策計画改定の内容等を踏まえ本実施計画の改定を行う。

なお、計画の期間は、秋田市空家等対策計画の計画期間と同じく令和12年度までとする。

4 市長への回答等について

市長への回答等については、秋田市空家等対策計画（案）のスケジュールと同様に対応することとします。

市長へ回答後、令和8年3月末に改定を行い、ホームページで公表します。

5 今後の改定等について

本計画は、国の補助金の活用を図るため、今後の空き家等対策の進捗状況や新たな予算計上等によって改定が必要となる場合があります。

改定が必要となった場合は、空き家対策の取組状況や評価のために毎年度開催を予定している審議会（毎年度2月頃開催予定）に調査審議を依頼します。